

## 定 款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社軽自動車館と称し、英文では KEIJIDOUSYAKAN. Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 自動車の販売
- (2) 自動車部分品・付属品の販売
- (3) 自動車リース業
- (4) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (5) 自動車ローンの借入事務の代行業
- (6) 自動車の修理
- (7) 自動車の定期点検業務及び斡旋
- (8) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(公告)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、取締役会及び監査役を設置する。

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社は、株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会により定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集する。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が議長になる。

(株主総会の決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役 1 名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 30 条 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条 1 項の損害賠償責任について、同第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、同第 425 条第 1 項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額とする。

## 第 5 章 監査役

(監査役の数)

第 31 条 当会社の監査役は 3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第 35 条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には、同第 425 条第 1 項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 4 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払の提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。